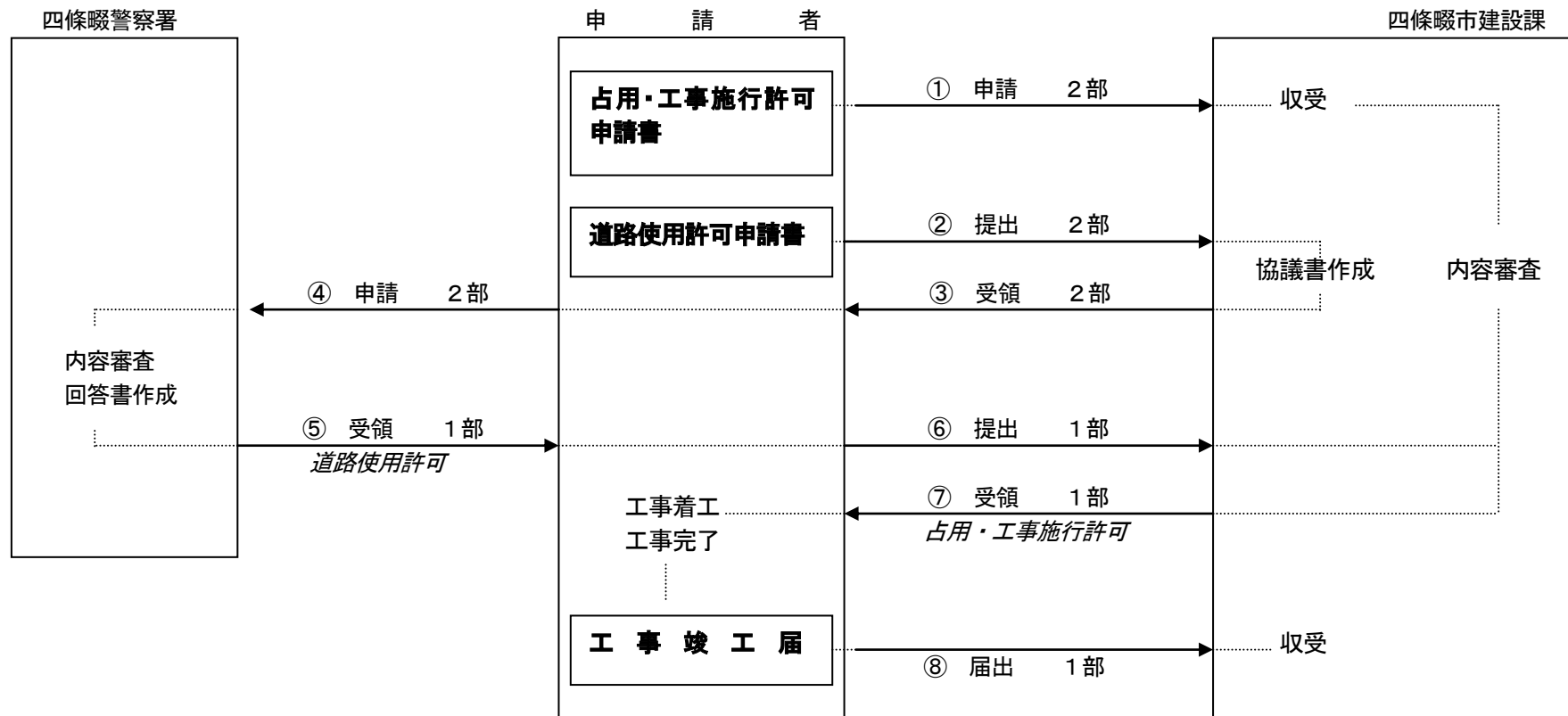


## 法定外公共物占用許可・工事施行許可申請のフロー



占有・工事施行許可申請書添付図書 位置図・現況実測平面図・計画平面図・計画断面図・求積図・工作物の設計図書・法務局備付け地図の写し・境界確定図書の写し  
現況写真・地元代表者及び地元水利代表者の協議内容書

工事竣工届添付図書 位置図・許可書の写し・工事写真

- ① 法定外公共物占有許可申請書（２部）又は法定外公共物工事施行許可申請書（２部）に必要図書を添付の上、建設課へ申請してください。  
建設課で法定外公共物占有・工事施行許可申請書の内容を審査しますので、必要に応じて補正等を行ってください。
- ② 道路使用許可申請書（２部）に必要図書を添付の上、建設課へ提出してください。  
建設課で四條畷警察署長あての協議書を作成し、道路使用許可申請書に添付します。
- ③ 四條畷警察署長あての協議書を添付した道路使用許可申請書（２部）を受領してください。（建設課へ提出から１週間程度）
- ④ 道路使用許可申請書（２部）を四條畷警察署へ申請してください。
- ⑤⑥ 四條畷市長あての回答書を添付した道路使用許可書（１部）を受領し、建設課へ提出してください。
- ⑦ 法定外公共物占有許可書（１部）又は法定外公共物工事施行許可書（１部）を受領してください。（標準処理期間は建設課收受より２０日間。ただし、補正等による日数は含みません。）
- ⑧ 工事完了後、工事竣工届（１部）を建設課へ届け出てください。